

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成30年10月2日（平成30年（行情）諮問第431号）

答申日：平成30年12月12日（平成30年度（行情）答申第351号）

事件名：意見公募手続が実施された「高等学校学習指導要領（案）」に記載されている「道德教育推進教師」の内容や制度について検討した文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年5月21日付け29受文科初第3676号により、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、文書の特定が不十分であり、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

行政文書開示請求書（平成30年3月18日）における、請求する行政文書の名称等は、「（中略）「道德教育推進教師」について文部科学省内で内容や実際に高校に行った際に実施する具体的な中身について検討した書類（関連して収集した書類を含む。）」であった。ところが、開示された行政文書には、具体的な検討内容は一切なく、既存の公表書類のみであった。

（2）意見書

当方の請求した行政文書は、「「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案及び高等学校学習指導要領案に対する意見公募手続（パブリックコメント）の実施について」（2018年02月14日の公示）の「高等学校学習指導要領（案）」に記載されている「道德教育推進教師」について文部科学省内で内容（実際に高校で実施する具体的内容について）や制度（どういった人になるのか）について検討した書類（関

連して収集した書類含む)」である。

しかし、開示された書類には、具体的な内容の検討やどのような人となるのかについての行政文書は一切なかった。

文部科学省は、理由説明書（下記第3）において、小学校や中学校の事例と同様であると述べているが、学習指導要領は告示であって法規範ではない。道徳教育推進教師は、教育の一環を担うのであるから、教師資格やさらに憲法や児童の権利に関する条約により保障された表現の自由や、思想、良心、宗教の自由などへの深い造詣が求められるのであり、それに該当する能力を有する人物が選ばなければならない。

また、道徳は心の問題に触れる内容を含む教育であり、慎重な対応が重要である。そうであれば、当然文部科学省内で、道徳教育推進教師による道徳の教育内容や制度、人選等の慎重かつ適切な対応を執るための調査検討がなされたはずである。

したがって、重要な教育内容を左右する問題に対して、文部科学省としては十分な調査検討を実施していないと考えることはできず、当然そうしたことを行っているものと考えられることから、不足した書類を開示せよ。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る行政文書等について

本件審査請求に係る行政文書は、「「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案及び高等学校学習指導要領案に対する意見公募手続（パブリックコメント）の実施について」（2018年02月14日に公示）の「高等学校学習指導要領（案）」に記されている「道徳教育推進教師」について文部科学省内で内容（実際に高校で実施する具体的内容について）や制度（どういった人となるのか）について検討した書類（関連して収集した書類も含む）。」（本件請求文書）についてである。

本件対象文書につき、全てを開示（原処分）したところ、審査請求人から、「不十分であることから、不足の書類を開示せよ」として審査請求がなされたところである。

2 不十分とされる文書の不存在の理由について

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案及び高等学校学習指導要領案に対する意見公募手続（パブリックコメント）の実施について」（2018年02月14日に公示）における高等学校学習指導要領（案）における「道徳教育推進教師」については、今回開示した中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（平成28年12月21日）（以下「中教審答申」という。）において「校長のリーダーシップの下で、全体計画に基づく道徳教育のカリキュラム・マネジメントを担う者として、

高等学校においても道德教育推進教師を置く（任命する）ことが求められる。」との指摘を踏まえて記載したものである。

「道德教育推進教師」に係る高等学校学習指導要領（案）については、上記中教審答申と併せて開示した中央教育審議会考える道德への転換に向けたワーキンググループにおける審議のまとめについて（報告）（平成28年8月26日）や「道德教育推進教師」に関する記載のある小学校学習指導要領（平成29年告示）総則及び特別の教科道德、中学校学習指導要領（平成29年告示）総則及び特別の教科道德、小学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編及び特別の教科道德編、中学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編及び特別の教科道德編、現行の高等学校の道德教育について記載のある高等学校学習指導要領（平成21年告示）解説総則編に基づき、検討を行ったものである。

「道德教育推進教師」については、小学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則及び特別の教科道德、中学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則及び特別の教科道德において、校長が職務の内容を明確化するとともに職務の内容を踏まえ適切に任命することとしており、このことは高等学校においても同様である。そのため、高等学校学習指導要領（案）の検討に当たって、今回の審査請求人から請求のあった「「道德教育推進教師」について文部科学省内で内容（実際に高校で実施する具体的内容について）や制度（どういった人になるのか）」について新たに検討を要するものではなく、上記以外に該当する文書は存在しないことから原処分を行った。

3 原処分にあたっての考え方について、

以上により、当該開示請求に関する書類の全てを開示しており、審査請求人の言う「不足」の書類は存在しないことから、原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年10月2日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年11月7日 審査請求人から意見書を収受
- ④ 同月19日 審議
- ⑤ 同年12月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を開示する決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、文書の特定が不十分であるとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、

以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件請求文書は、高等学校学習指導要領（案）に記されている道徳教育推進教師について、文部科学省内で内容（実際に高校で実施する具体的な内容）や制度（どういった人になるのか）について検討した書類（関連して収集した書類も含む。）である。

文部科学省としては、中教審答申における「校長のリーダーシップの下で、全体計画に基づく道徳教育のカリキュラム・マネジメントを担う者として、高等学校においても道徳教育推進教師を置く（任命する）ことが求められる。」との指摘を踏まえて、高等学校学習指導要領（案）に道徳教育推進教師を記したところである。また、高等学校学習指導要領（案）の検討に当たっては、中教審答申だけでなく、中央教育審議会の考える道徳への転換に向けたワーキンググループにおける審議の取りまとめ、小学校学習指導要領（平成29年告示）及び中学校学習指導要領（平成29年告示）並びに高等学校学習指導要領（平成21年告示）に基づいて行っている。

以上の経緯から、本件対象文書を特定したところである。

イ 審査請求人は、意見書において、文部科学省内で、道徳教育推進教師による道徳の教育内容や制度、人選等の慎重かつ適切な対応を執るための調査検討がなされたはずである旨主張するが、本件については、中教審答申を踏まえて改訂されたものであり、本件対象文書の外に文部科学省内部で検討した資料は存在しない。

ウ 念のため、本件対象文書の外に本件請求文書に該当するような文書がないか担当課において、執務室及び書庫等を探索したが、本件対象文書の外に該当する文書の存在は確認できなかった。

以上のことから、本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書の存在は認められず、原処分は妥当であったと考える。

エ なお、原処分に係る開示決定通知書において「中央教育審議会考える道徳への転換に向けたワーキンググループにおける審議のまとめについて（報告）」部分は、「中央教育審議会考える道徳への転換に向けたワーキンググループにおける審議の取りまとめについて（報告）」の誤りであり、「中央審議会答申「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」」部分は、「中央教育審議会答申「幼稚園，小学校，中学

校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」」の誤りである。

- (2) 諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然・不合理な点はなく，また，これを覆すに足りる事情も認められないことから，文部科学省において本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求文書の開示請求につき，本件対象文書を特定し，開示した決定については，文部科学省において，本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので，本件対象文書を特定したことは，妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司

別紙 1（本件請求文書）

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案及び高等学校学習指導要領案に対する意見公募手続（パブリックコメント）の実施について」（2018年02月14日の公示）の「高等学校学習指導要領（案）」に記されている「道德教育推進教師」について文部科学省内で内容（実際に高校で実施する具体的内容について）や制度（どういった人になるのか）について検討した書類（関連して収集した書類も含む）。

別紙 2（本件対象文書）

中央教育審議会考える道徳への転換に向けたワーキンググループにおける審議のまとめについて（報告）平成28年8月26日，中央審議会答申「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」平成28年12月21日，小学校学習指導要領（平成29年告示）総則及び特別の教科道徳，小学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編及び特別の教科道徳編，中学校学習指導要領（平成29年告示）総則及び特別の教科道徳，中学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編及び特別の教科道徳，高等学校学習指導要領（平成21年告示）解説総則のうち，「道徳教育推進教師」について文部科学省内で内容（実際に高校で実施する具体的内容について）や制度（どういった人になるのか）について検討した書類（関連して収集した書類も含む）の抜粋。